



| 目 次                             | ページ         |
|---------------------------------|-------------|
| 告 示                             |             |
| ○災害救助法第2条第2項の規定による同法の適用の終了      | (地域福祉政策課) 1 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要(3件)     | (経営支援課) 1   |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知             | (治山林道課) 1   |
| ○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認        | (会計管理課) 1   |
| ○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出 | ( ) 1       |
| 公 告                             |             |
| ○狩猟免許試験の実施                      | (鳥獣対策課) 2   |
| ○肥料の登録の有効期間の更新                  | (環境農業推進課) 3 |
| ○肥料の登録の失効                       | ( ) 3       |
| 高知県公安委員会規則                      |             |
| ◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則    | 4           |
| 監査公表                            |             |
| ○監査の結果に関する報告に基づく措置結果            | 4           |

告 示

高知県告示第766号の2

令和4年9月高知県告示第762号の2(災害救助法第2条第2項の規定による同法の適用)で告示した災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用については、令和4年9月20日をもって次の区域に対する適用を終了することとするので、同法第2条第3項後段の規定により告示する。

令和4年9月20日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

適用終了区域

県内全市町村(高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市及び香美市並

びに東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、禰原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村及び黒潮町)の区域

高知県告示第777号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
令和4年9月高知県告示第728号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
四万十ショッピングガーデン  
四万十市具同八反田3189-2
- 意見の概要  
意見なし

高知県告示第778号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
令和4年9月高知県告示第737号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
フジグラン四万十  
四万十市具同2222番地
- 意見の概要  
意見なし

高知県告示第779号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により香南市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
令和4年9月高知県告示第737号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン野市

香南市野市町西野2007番地1

3 意見の概要

意見なし

高知県告示第780号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和41年12月農林省告示第1537号(一及び二に限る。)
- 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第781号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称  
幡多郡黒潮町入野5893番地  
黒潮町
- 売りさばき所の所在地及び名称  
(変更前) 幡多郡黒潮町入野2019-1  
黒潮町役場  
(変更後) 幡多郡黒潮町入野5893番地  
黒潮町役場
- 変更承認年月日  
令和4年9月20日

高知県告示第782号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称  
 (変更前) 幡多郡黒潮町入野2019-1  
 黒潮町  
 (変更後) 幡多郡黒潮町入野5893番地  
 黒潮町
- 2 変更年月日  
 平成30年1月9日

-----  
 公 告  
 -----

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の日時、場所等

| 日時                    | 場所            | 狩猟免許の種類          |
|-----------------------|---------------|------------------|
| 令和4年12月3日<br>午前10時から  | 四万十市防災センター    | わな猟免許            |
| 令和4年12月4日<br>午前10時から  | 〃             | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |
| 令和4年12月18日<br>午前10時から | 安芸市総合社会福祉センター | わな猟免許            |
| 令和5年1月21日<br>午前10時から  | 高知県立ふくし交流プラザ  | わな猟免許            |
| 令和5年1月22日<br>午前10時から  | 〃             | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |

- 2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

- 3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

- 4 狩猟免許申請書の配布場所  
 高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他  
 受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

| 登録番号     | 肥料の種類  | 肥料の名称        | 保証成分量(%)                    | その他の規格                                    | 生産業者       |                    | 有効期限       |
|----------|--------|--------------|-----------------------------|---|------------|--------------------|------------|
|          |        |              |                             |   | 氏名又は名称     | 住所                 |            |
| 高知県第31号  | 消石灰    | 65消石灰        | アルカリ分<br>65.0               | 該当なし                                      | 入交石灰工業株式会社 | 南国市稲生3240番地        | 令和10年9月27日 |
| 高知県第248号 | 生石灰    | 95生石灰        | アルカリ分<br>95.0               | 〃   | 田中石灰工業株式会社 | 南国市稲生3185番地        | 令和10年9月3日  |
| 高知県第249号 | 消石灰    | 70消石灰        | アルカリ分<br>70.0               | 〃   | 〃          | 〃                  | 〃          |
| 高知県第250号 | 副産石灰肥料 | 55副産石灰       | アルカリ分<br>55.0               | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。 | 〃          | 〃                  | 〃          |
| 高知県第587号 | 〃      | 40副産石灰       | アルカリ分<br>40.0               | 〃   | 白石工業株式会社   | 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号 | 令和10年6月30日 |
| 高知県第588号 | 魚かす粉末  | 7.0魚かす粉末     | 窒素全量<br>7.0<br>りん酸全量<br>7.0 | 該当なし                                      | 中村 哲久      | 須崎市下分順心乙10番        | 令和10年9月9日  |
| 高知県第623号 | 副産石灰肥料 | くみあい粒状マリンエース | アルカリ分<br>45.0               | 含有を許される有害成分の最大量及びそ                        | 株式会社古田産業   | 高知市五台山3983番地5      | 令和10年5月28日 |

|          |        |                 |  |   |            |               |            |
|----------|--------|-----------------|--|---|------------|---------------|------------|
|          |        |                 |  | 他の制限事項は、公定規格のとおり。                         |            |               |            |
| 高知県第624号 | 混合石灰肥料 | くみあい粒状アヅミン苦土石灰  | アルカリ分<br>42.0<br>可溶性苦土<br>12.0<br>内く溶性苦土<br>10.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。 | 〃          | 〃             | 令和10年7月5日  |
| 高知県第625号 | 副産石灰肥料 | くみあいマリンエース2号    | アルカリ分<br>48.0                                    | 〃   | 〃          | 〃             | 令和10年8月7日  |
| 高知県第636号 | 消石灰    | 粒状60消石灰         | アルカリ分<br>60.0                                    | 該当なし                                      | 井上石灰工業株式会社 | 南国市稲生3163番地1  | 令和10年10月5日 |
| 高知県第663号 | 混合石灰肥料 | 防散こぶとりてんろ苦土石灰1号 | アルカリ分<br>53.0<br>く溶性苦土<br>10.0                   | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。 | 株式会社古田産業   | 高知市五台山3983番地5 | 令和10年9月10日 |

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和4年9月30日

高知県知事 濱田 省司

| 登録番号    | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%)      | その他の規格 | 生産業者       |              | 有効期限      |
|---------|-------|-------|---------------|--------|------------|--------------|-----------|
|         |       |       |               |        | 氏名又は名称     | 住所           |           |
| 高知県第21号 | 消石灰   | 65消石灰 | アルカリ分<br>65.0 | 該当なし   | 井上石灰工業株式会社 | 南国市稲生3163番地1 | 令和4年9月27日 |

-----  
**公安委員会規則**  
 -----

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

**高知県公安委員会規則第12号**

**放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則**

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第10号様式裏面及び別記第17号様式中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

-----  
**監 査 公 表**  
 -----

**監査公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月30日

高知県監査委員  
4高行管第147号  
令和4年8月15日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和3年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和4年3月25日付け3高監報第17号で報告のありました、令和3年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査委員の意見

1 個別債権の監査

(1) 高知県医師養成奨学貸付金

債権確認書の整備

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(2) 老人福祉資金等貸付金

ア 債権確認書の整備

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

イ 遅延損害金（違約金、延滞利子等）の徴収

遅延損害金（延滞利子）の免除を行うに当たっては、債務者ごとに状況を確認したうえで、免除が適当かを判断し、文書による適正な意思決定を行うよう改善を求める。

ウ その他

不納欠損処分に必要な判断基準の整備などを行うとともに、経済性、効率性の観点から債権の整理に努められたい。

(3) 施設入所児童保護者等負担金

ア 債権確認書の整備

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

イ 督促状の発付

平成26年度から令和元年度までの一部の債権について、督促状を発付していなかったことは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務である。今後は、このような事務処理の遅延がおきないように改善を求める。

ウ 時効の中断のための措置

平成26年度に督促状を発付すべきであったにもかかわらず、発付していなかったため、時効が中断せず、債権が消滅していた案件があった。これは、財産規則第137条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

エ 滞納処分の状況

滞納者の状況に応じて、滞納処分又は滞納処分の執行停止の適切な判断を行うよう改善を求める。また、滞納処分の執行停止を行う場合には、文書による適正な意思決定手続を行うよう求める。

オ 延滞金の徴収

延滞金の免除手続を行わないまま、延滞金を徴収していないことは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(4) 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金

福祉指導課においては、平成29年度から令和元年度に各福祉保健所が福祉指導課に進達した納付の履行延期承認申請の事務処理を令和2年度にいたるまで行っていなかった。これは、履行延期の特約等の手続について定めた財産規則第142条第2項に適合しない不適正な事務である。

また、この履行延期承認事務手続の遅滞に伴い、平成29

年度から令和元年度の各決算にも本来計上されるべきであった未収債権額が反映されていなかったことも判明した。

福祉指導課に対して、今後、このような不適正な事務が生じないように改善を求める。

ア 督促状の発付

中央西福祉保健所では財産規則第124条第1項で定められた第21号様式の督促状を使用していなかった。なお、財産規則第124条第2項では督促状について「別に知事が告示で定める」様式の使用が認められているが、これに該当する知事告示は行われていなかった。

また、いずれの福祉保健所においても、財産規則で定められた発付時期を過ぎて督促状の発付が行われているものが認められた。

これは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

イ 滞納処分の状況

滞納者の状況に応じて、滞納処分の執行停止を行う場合には、文書による適正な意思決定手続を行うよう求める。

ウ 延滞金の徴収

延滞金の免除手続を行わないまま、延滞金を徴収していないことは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

(5) 林業・木材産業改善資金貸付金

ア 債権確認書

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。

イ その他

未収金債権額を正確に決算書類に計上できていないことは、「知事及び公営企業管理者は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。」とする高知県債権管理条例第4条第1項の規定に反する不適正な事務である。

速やかに是正措置を講じるとともに、今後は債権の適正な把握を行い、法令に沿って適正に債権管理を行うよう求める。

(6) 県営住宅使用料

ア 債権確認書

財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>であるので、改善を求める。</p> <p>イ 督促状の発付<br/>財産規則第124条第1項で定められた第21号様式の督促状を使用していなかった。なお、財産規則第124条第2項では督促状について「別に知事が告示で定める」様式の使用が認められているが、これに該当する知事告示は行われていなかった。</p> <p>これは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務であるので、改善を求める。</p> <p>ウ 遅延損害金（違約金、延滞利子等）の徴収<br/>遅延損害金の免除を行うに当たっては、債務者ごとに状況を確認したうえで、個別事案ごとに、文書による適正な意思決定を行うよう改善を求める。</p> <p>(7) プレジャーボート使用料<br/>ア 債権確認書<br/>財産規則の規定様式による債権確認書が整備されていないことは、財産規則第114条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。</p> <p>イ 督促状の発付<br/>財産規則第124条第1項で定められた第21号様式の督促状を使用していなかった。なお、財産規則第124条第2項では督促状について「別に知事が告示で定める」様式の使用が認められているが、これに該当する知事告示は行われていなかった。</p> <p>また、財産規則第124条第1項で定められた発付時期を過ぎて督促状の発付が行われていた。</p> <p>これは、財産規則第124条第1項及び第2項に反する不適正な事務であるので、改善を求める。</p> <p>ウ 延滞金の徴収<br/>延滞金の免除手続を行わないまま、延滞金を徴収していないことは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条に反する不適正な事務であるので、改善を求める。</p> <p>2 県全体の債権管理に係る監査<br/>(1) 債権の適正な把握<br/>債権所管課において、未収金債権額を正確に決算書類に計上できていないことは、「知事及び公営企業管理者は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。」とする高知県債権管理条例第4条第1項の規定に反する不適正な事務である。</p> <p>債権所管課においては、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は債権の適正な把握を行い、法令に沿って適正に債権管理を行うよう求める。</p> <p>また、今回の監査結果で不適正な事務が判明した2債権以外にも、同様の事例が発生している可能性があることか</p> | <p>ら、管財課においては、同様の事例が発生していないかを調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導されたい。</p> <p>(2) 債権確認書の整備<br/>管財課においては、債権確認書の整備状況について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう、是正措置を講じられたい。</p> <p>(3) 督促状の発付<br/>管財課においては、督促状の発付について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導されたい。</p> <p>(4) 延滞金の徴収<br/>管財課においては、延滞金の徴収及び減免について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導されたい。</p> <p>(5) 遅延損害金（違約金、延滞利子等）の徴収<br/>管財課においては、遅延損害金の徴収及び減免について調査確認し、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導されたい。</p> <p>(6) 税外未収金債権の整理の促進<br/>管財課及び税務課においては、債権所管課への丁寧な支援を行い、回収困難な税外未収金債権の整理をさらに促進されたい。</p> <p>(7) 外部委託の活用<br/>債権所管課及び税務課においては、引き続き、回収困難な未収金の回収などについて、弁護士等への外部委託を進めることにより、未収金自体の回収効率を上げるよう努められたい。</p> <p>(8) 債権管理体制<br/>監査を実施した限り、法令に沿った適正な債権管理事務ができていないものが認められたことは前述のとおりであり、「債権管理の徹底を図るための体制」が十分に機能しているとは言えない状況である。</p> <p>債権所管課においては、システムの導入やRPAなどの活用による事務の効率化を検討するとともに、管財課及び税務課においては、債権の共同（一括）管理などについても検討を行い、各債権や担当者の実情を把握したうえで、債権の適正な管理、回収、整理が行えるようきめ細かな指導・助言を行うよう求める。</p> <p>第2 措置の内容<br/>1 個別債権の監査<br/>(1) 高知県医師養成奨学貸付金<br/>債権確認書の整備<br/>独自の電算処理システムにより行っている債権確認書に記録すべき事項の整理が財産規則の規定に沿った適正なものとなるよう、財産規則を所管する管財課と協議を</p> | <p>行いながら、改善方法を検討します。</p> <p>(2) 老人福祉資金等貸付金<br/>ア 債権確認書の整備<br/>独自の表計算ソフトウェアにより行っている債権確認書に記録すべき事項の整理が財産規則の規定に沿った適正なものとなるよう、財産規則を所管する管財課と協議を行いながら、改善方法を検討します。</p> <p>イ 遅延損害金（違約金、延滞利子等）の徴収<br/>当該債権に係る遅延損害金については、関係例規に基づき、その取扱いを整理するとともに、債務者ごとの状況を確認し、免除規定に該当するか否かを適正に判断したうえで、文書による意思決定を行います。</p> <p>ウ その他<br/>借受者や連帯保証人の状況を把握し、整理したうえで、不納欠損処分にかかる判断基準について整備を行うなど、債権の整理を含む適正な処理を進めます。</p> <p>(3) 施設入所児童保護者等負担金<br/>ア 債権確認書の整備<br/>独自の電算処理システムにより行っている債権確認書に記録すべき事項の整理が財産規則の規定に沿った適正なものとなるよう、財産規則を所管する管財課と協議を行いながら、改善方法を検討します。</p> <p>イ 督促状の発付<br/>督促状発付の遅延が起きないように、引き続き、適正な事務処理を行います。</p> <p>ウ 時効の中断のための措置<br/>債権ごとの収納状況の確認を毎月行い、督促状の発付など、必要な手続きについて遺漏がないよう、適正な事務処理を行います。</p> <p>エ 滞納処分の状況<br/>債務者の財産状況、生活状況等について調査を行い、滞納処分又は滞納処分の執行停止の適切な判断を行います。また、滞納処分の執行停止を行う場合には、文書による適正な意思決定手続を行います。</p> <p>オ 延滞金の徴収<br/>高知県税外収入金の延滞金徴収条例の規定に基づき、延滞金の徴収及びその減免について適正な事務処理を行います。</p> <p>(4) 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金<br/>今回の指摘を踏まえ、各福祉保健所から債権に係る履行延期承認申請の進捗がなされた際には、これを遅滞なく処理するよう改めました。また、当該申請及び処理状況を把握するための管理表を作成し、管理職員等を含む複数人で確認を行うなど、より確実に事務処理を行う体制を整えました。</p> |
|---|---|--|

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>ア 督促状の発付<br/>督促に当たっては、財産規則に定められた様式により、遅滞することなく督促状を発付します。</p> <p>イ 滞納処分の状況<br/>滞納者の状況に応じて、滞納処分の執行停止を行う場合には、文書による適正な意思決定手続を行います。</p> <p>ウ 延滞金の徴収<br/>延滞金の徴収については、高知県税外収入金の延滞金徴収条例の規定に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>(5) 林業・木材産業改善資金貸付金<br/>ア 債権確認書<br/>独自の表計算ソフトウェアシステムにより行っている債権確認書に記録すべき事項の整理が財産規則の規定に沿った適正なものとなるよう、財産規則を所管する管財課と協議を行いながら、改善方法を検討します。</p> <p>イ その他<br/>決算書類に計上できていない未収金債権については、令和3年度債権現在額報告(歳入金債権以外の債権)に計上しました。今後は、法令に沿った適正な債権管理を行います。</p> <p>(6) 県営住宅使用料<br/>ア 債権確認書<br/>独自の電算処理システムにより行っている債権確認書に記録すべき事項の整理が財産規則の規定に沿った適正なものとなるよう、財産規則を所管する管財課と協議を行いながら、改善方法を検討します。</p> <p>イ 督促状の発付<br/>財産規則第124条第1項の規定によらず、第2項の規定に基づく督促状によることとし、法務文書課と協議し、同項で定める告示を行います。</p> <p>ウ 遅延損害金(違約金、延滞利子等)の徴収<br/>県営住宅使用料に係る遅延損害金については、平成28年8月5日に弁護士相談を行い、債務者が住居の確保に困窮する債務者であることから、遅延損害金を徴収しないと判断しているが、債権を所管する管財課と協議を行いながら、債務者ごとの状態確認や、文書による意思決定など、適正な意思決定の方法を検討していきます。</p> <p>(7) プレジャーボート使用料<br/>ア 債権確認書<br/>独自の電算処理システムにより行っている債権確認書に記録すべき事項の整理が財産規則の規定に沿った適正なものとなるよう、財産規則を所管する管財課と協議を行いながら、改善方法を検討します。</p> | <p>イ 督促状の発付及び延滞金の徴収<br/>令和4年度分については、今後期限までに納付がなされなかった場合は、督促状の発付と延滞金の徴収の説明を含めた納付指導を実施したうえで、それでも納付のない場合には督促状の発付と延滞金の徴収を行います。</p> <p>また、申請者に対して許可書の内容を通知する際に、使用料の納付に遅延が生じた場合には督促状が発付され延滞金が発生することを明記した文書を添付し、令和5年度から財産規則に沿った対応ができるよう体制を整えます。</p> <p>2 県全体の債権管理に係る監査<br/>(1) 債権の適正な把握<br/>各債権所管課に対し調査確認のうえ、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導していきます。</p> <p>(2) 債権確認書の整備<br/>財産規則の規定様式による債権確認書の整備がされていない債権所管課においては、各課独自の電算処理システム等により債権確認書に記録すべき事項が整理されています。</p> <p>これらのことを踏まえ、債権確認書の整備については、財産規則上の課題等の整理を行い、改正等も含めた是正措置を検討していきます。</p> <p>(3) 督促状の発付<br/>各債権所管課に対し調査確認のうえ、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導していきます。</p> <p>(4) 延滞金の徴収<br/>各債権所管課に対し調査確認のうえ、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導していきます。</p> <p>(5) 遅延損害金(違約金、延滞利子等)の徴収<br/>各債権所管課に対し調査確認のうえ、法令に沿った適正な事務が行われるよう指導していきます。</p> <p>(6) 税外未収金債権の整理の促進<br/>管財課及び税務課においては、個別相談や各課ヒアリング等を通して、個別の債権管理について助言や支援を行っています。特に、時効期間が経過した債権については、当年度の各債権所管課の対応方針等を確認するとともに、債権管理条例に規定する回収困難な債権に該当する場合には、債権所管課において債権放棄を含む債権整理ができるよう、その方針に沿った取組への支援を行っています。今後も債権所管課へのより丁寧な支援を行い、回収困難な税外未収金債権の整理の促進に努めます。</p> <p>(7) 外部委託の活用<br/>税務課では、平成28年度から各債権所管課の回収困難案件を取りまとめ、弁護士に調査回収業務を委託しています。その結果、回収委託した案件の6割程度が納付約束、</p> | <p>5割程度が回収につながっており、弁護士への業務委託は債権回収において、有効性が高いと考えています。今後も職員では対応が困難な税外未収金について、弁護士等への外部委託を進め、未収金の回収効率を上げるよう努めます。</p> <p>(8) 債権管理体制<br/>平成27年度の包括外部監査結果において、速やかに債権回収に移行するためには、平成22年度から実施していた共同管理による債権管理体制では不十分であり、その手法を見直し、管理部門と回収部門とを明確に分けることが求められました。</p> <p>具体的には、債権管理事務については、貸付時の厳格な審査から債務者の状況把握は、主に債権所管課が行うことが示されました。これを受け、管財課及び税務課においては、これまで庁内連絡会議や研修会、各課ヒアリングなどを通して、法令に沿った適正な債権管理事務を行うことの重要性を債権所管課に周知・徹底してきました。このことに加え、速やかに債権回収に移行できるよう債権管理回収組織の新設や債権回収業務の外部委託といった体制の構築が望ましいとされました。これを受け、税務課に税外債権対策室を設置するとともに、職員では対応が困難な債権の回収は、弁護士に外部委託することにより、適正かつ効率的な債権回収を推進しています。</p> <p>ご指摘の債権管理事務については、これまでの経緯から現状の体制を維持しつつ、債権所管課に対して、その重要性を、引き続き、周知・徹底するとともに、特に各課ヒアリングにおいて、各債権所管課の取組や課題等の実情をこれまで以上に詳細に把握し、債権の適正な管理、回収、整理に向けて、より一層きめ細かな指導・助言に努めます。</p> <p>4 高教政第227号<br/>令和4年6月16日</p> <p>高知県監査委員 様<br/>高知県教育長<br/>令和3年度行政監査結果に対する措置について(通知)<br/>令和4年3月25日付け3高監報第17号で報告のありました、令和3年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じましたので通知します。</p> <p>記</p> <p>1 監査委員の意見<br/>債権所管課において、未収金債権額を正確に決算書類に計上できていないことは、「知事及び公営企業管理者は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。」とする高知県債権管理条例第4条第1項の規定に反する不適正な事務である。</p> |
|--|---|---|

債権所管課においては、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は債権の適正な把握を行い、法令に沿って適正に債権管理を行うよう求める。

## 2 措置の内容

高知県高等学校等奨学金においては、貸与していた奨学金を奨学生が返還する際、納期限の翌日以降に納入された場合は遅延損害金である延滞利子が発生し、元金が完納した後に当該延滞利子を請求のうえ徴収しています。奨学生によっては、元金を完納する際、同時に延滞利子の支払いを希望する場合があります。延滞利子の事前調定が困難であることから、高知県会計規則第29条第1項第6号に規定する延滞金と同様に、収納後に事後調定を行っています。

収納後の延滞利子については決算書類に計上していましたが、収納前の延滞利子についても未調定の債権として決算書類に計上すべきところ、その認識に欠けていたため、正確に決算報告ができていなかったものです。

令和3年度決算からは、当該年度中に元金が完納になることで金額が確定した延滞利子については、未調定額についても債権現在額の報告を確実に行います。